

借主は、株式会社オリエントコーポレーション（以下「保証会社」という）の保証に基づき、株式会社但馬銀行（以下「当行」という）とたんぎんカードローン（WEB完結型）取引（以下「この取引」という）を行うに際して、次の各条項を約定します。

第1条（契約の成立）

1. この取引は、当行がこの取引をすることを適当と認めた申込本人の取引店舗のうち1か店のみで開設することができます。
2. この取引の契約は、当行所定のWEBサイトにて借主からカードローン契約（以下「本契約」という）の申込みを受け、当行が承諾したときに成立するものとします。当行は、本契約が成立した場合、契約規定を借主に送付します。また、借主がこの取引を開始するためには、当行所定の手続きが必要になります。

第2条（取引方法）

1. この取引における当座勘定（以下「この当座勘定」という）の取引は、この取引に使用する普通預金口座（以下「預金口座」という）のキャッシュカードの使用による当座貸越取引とし、小切手、手形の振出しまたは引受けはしないものとします。
2. 前項にかかわらず、当行が認めた場合に限り、当行所定の方法により払い戻すことができます。
3. この取引における当座貸越は、前2項の取引により発生するものとします。
4. この取引における現金自動預入支払機（以下「自動機」という）の取扱いについては、別に定める「たんぎんキャッシュカード規定」、「たんぎんICキャッシュカード規定」、「たんぎんバンクカードVisa会員規定」ならびに「たんぎん生体認証規定」によるものとします。

第3条（自動融資）

1. 指定預金口座が当行所定の口座振替契約による支払いのため資金不足（総合口座の極度超過の場合を含む）となったときは、その不足額（総合口座の極度超過の場合には当該超過額）相当額をカードローン貸越極度額の範囲内でカードローン専用口座から払い出し、指定預金口座に入金するものとします。この取扱いについては、預金口座のキャッシュカードの提示または当行所定のカードローン支払請求書の提出は不要とします。ただし、本カードローンを含む当行からの借入金の約定返済の支払いは、自動融資の対象にはなりません。
2. 指定預金口座に対して同日に複数の請求があり、資金不足合計額が自動融資可能額を超える場合には、そのいずれの請求金額について自動融資を行うかは当行の任意とします。
3. 第1項により自動融資を行った後、同日付で表記の指定預金口座への入金または総合口座の貸越極度額の設定・増額がなされた場合であっても、当行は自動融資の取消しを行わないものとします。

第4条（取引期限）

1. この取引の期限は、当行がこの取引を開始した日から、1年後の応答月末日までとします。ただし、期限の前日まで当事者の一方から別段の意思表示がない場合には、更に1年間期限を延長し以降も同様とします。
2. 期限の前日まで当事者の一方から期限を延長しない旨の申し出がなされた場合は、次のとおりとします。
 - (1) 期限の翌日以降この取引による当座貸越は受けられません。
 - (2) 貸越元利金がある場合は期限までに貸越元利金全額を返済してください。
 - (3) 期限に貸越元利金がない場合は、期限の翌日に、この取引は当然に解約されるものとします。
3. 前1項にかかわらず、この取引については原則として満67歳の誕生日を越えて延長は行わないものとします。ただし当行および保証会社が認めた場合はこの限りではないものとします。

第5条（貸越極度）

1. この取引の貸越極度は、希望貸越極度、審査結果等を勘案して当行および保証会社が行う審査により決定し、借主に通知されるものとします。

ただし、取引実績等により当行が適当と認めた場合は、当行所定の金額まで極度額を増額できるものとします。

なお、当行がやむを得ないものと認めて、この極度額を超えて当座貸越を行った場合もこの契約の各条項が適用されるものとします。

2. 当行は、第1項の規定にかかわらず取引の利用状況等により極度額を変更または新たな借入を中止することができるものとします。この場合、当行は変更後の極度額および変更日等必要な事項を通知するものとします。

第6条（貸越金利息等）

1. この取引による貸越金の利息（この取引のため当行が負担する保証会社の保証料相当額を含む）は、付利単位を100円とし、毎月7日（当日が銀行の休日の場合は翌営業日、以下、「返済日」という）に前1ヵ月間の利息を当行所定の利率、方法により計算のうえ貸越元金に組入れるものとします。

2. 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は年19.5%（年365日の日割計算）とします。

3. 金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、利率および損害金の割合を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。この変更の内容は当行の本支店等に掲示するものとします。

4. 当行は、当行所定の基準により優遇した利率を適用することがあります。この場合、当行はいつでもその優遇した利率を変更し、またはその優遇した利率の適用を中止することができるものとします。

第7条（約定返済）

1. この取引に基づく毎月の約定返済額は、毎月7日の返済日に、前回約定日の利息組入れ後の貸越残高に応じて、次のとおり行うものとします。

前回約定返済日の貸越残高	ご返済額
10万円以下	2,000円
10万円超 30万円以下	5,000円
30万円超 50万円以下	10,000円
50万円超 100万円以下	20,000円
100万円超 200万円以下	30,000円
200万円超	40,000円

2. 前項にかかわらず約定返済日の前日の貸越残高と前1ヵ月の利息の合計額が約定返済額に満たない場合には貸越残高全額を返済するものとします。

第8条（貸越元利金などの自動支払）

1. 借主は第7条にもとづく約定返済のため、各返済日までに毎回の返済金相当額を返済用預金口座に預け入れるものとします。

当行は各返済日に普通預金、総合口座通帳、同払戻請求書および小切手等によらず返済用預金口座から払戻しのうえ毎回の返済にあてるものとします。

なお、預け入れが各返済日より遅れた場合でも当行は同様の取扱いができるものとします。

2. 損害金についても前項と同様に返済用預金口座から払戻し、その支払にあてるものとします。

3. 返済用預金口座の残高が各返済日の約定返済額に満たない場合には、当行はその一部の返済にあてる取扱いをしないものとします。

第9条（任意返済）

第7条による約定返済のほか、当行自動機または当行営業店窓口において随時に任意の金額を返済することができるものとします。なお、入金額が当座貸越残高を超える場合は、その超える金額は返済用預金口座に入金するものとします。

第10条（諸費用の引落し）

1. 借主はこの契約により最初に当座貸越を利用する際に要する印紙代、口座維持手数料等の諸費用を負担するものとします。
2. 前項の諸費用は当行所定の日、所定の方法により引落とし、その支払にあてるものとします。

第11条（期限前の全額返済義務）

1. 借主について、次の各号の事由が一つでも生じた場合に貸越元利金があるときは、当行からの通知・催告がなくても貸越元利金は全額について弁済期が到来するものとし、直ちに貸越元利金全額を支払うものとします。
 - (1) 借主が返済を遅延し当行が書面により督促しても翌々月の返済日までに約定返済がなかった場合。
 - (2) 保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。
 - (3) 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申出があったとき。
 - (4) 相続の開始があったとき。
 - (5) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (6) 預金その他当行に対する債権について、仮差押、保全差押または差押の命令通知が発送されたとき。
 - (7) 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき。
2. 借主は、次の場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がありしだい貸越元利金は全額について弁済期が到来するものとし、直ちに貸越元利金全額を支払うものとします。
 - (1) 当行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
 - (2) 当行との取引約定の一つにでも違反したとき。
 - (3) この取引に関し当行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - (4) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第12条（代位弁済）

借主は、第11条により本取引による一切の債務につき期限の利益を失ったにもかかわらず、直ちに債権を全額弁済しなかった場合、当行が保証会社より代位弁済を受けても異議を述べません。

第13条（解約等）

1. 第11条各項の事由があるときは、当行はいつでも極度額を減額し貸越取引を中止し、またはこの契約を解約することができるものとします。
2. 借主は、この契約が解約された場合は、直ちに貸越元利金等全額を支払うものとします。

第14条（反社会的勢力の排除）

1. 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切であると当行が認めた場合には、借主は当行からの請求があり次第、当行に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

4. 前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、当行になんらの請求をしません。また、当行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

5. 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

第15条（銀行からの相殺）

1. この債務の返済期限の到来にもかかわらず返済がない場合、または、第11条によって直ちにこの債務を返済しなければならない場合には、当行は貸越元利金等と借主の預金、その他の債務とを期限前でも相殺することができます。

2. 前項の相殺ができる場合には、当行は事前の通知および所定の手続きを省略し、借主に代わり諸預け金の払戻しを受け、この債務の返済に充当することもできます。

3. 前項によって相殺をする場合、債権債務の利息および損害金などの計算については、その計算期間を計算実行の日までとし、預金の利息は、その預金規定の定めによります。ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし日割で計算します。

第16条（借主からの相殺）

1. 借主は、この債務と支払期にある借主の預金、その他の債権とを債務の期限が未到来であっても相殺することができます。

2. 前項により借主が相殺する場合には書面により相殺の通知をなし、その相殺通知と同時に預金、その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して、当行に提出するものとし、かつ、相殺計算をする日の7日前までに当行へ相殺の予告をするものとします。

3. 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金の利息については預金規定の定めによります。

第17条（債務の返済にあてる順序）

1. この債務のほかに銀行取引上の他の債務がある場合に、当行からの相殺をするときは、当行はどの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主はその指定に対しては異議を述べないものとします。

2. この債務のほかに銀行取引上の他の債務がある場合に、返済または借主からの相殺をするときは、この契約に定めがある場合を除き、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。借主が指定しなかったときは、当行がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。

3. 前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは当行は、借主の指定にかかわらず担保、保証の状況等を考慮して、どの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。

4. 前項によって当行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第18条（危険負担、免責条項等）

1. 当行に差入れた約定書等が事変、災害等やむを得ない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には、当行の帳簿、

伝票等の記録にもとづいて債務を弁済するものとします。

2. この取引において支払請求書、諸届、その他の書類に使用された印影（または署名、暗証）を届出の印鑑（または署名、暗証）と相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて取扱ったときは、それら書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第 19 条（届出事項）

1. 通帳や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

2. 前項の届出を怠ったために、当行からなされた通知または送付された書類などが延着し、または到達しなかった場合には通常到着すべき時に到着したものとします。

第 20 条（成年後見人等の届出）

1. 借主は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって貴行へ届出るものとします。

2. 借主は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって貴行へ届出るものとします。

3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前 2 項と同様に届出るものとします。

4. 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出るものとします。

5. 前 4 項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。

第 21 条（取引約定の変更）

本契約書の内容を変更する場合（ただし、利率および損害金の割合が変更される場合を除く）当行は、変更内容および変更日をあらかじめ借主あて書面で通知します。この場合変更日以降は変更後の内容でこの取引を行うこととします。

第 22 条（管轄の合意）

この契約に関し紛争が生じたときは、当行の本支店、営業店、センター所在地の裁判所を専属的管轄裁判所とすることに合意します。

以 上